

第6回利水・水需要管理部会検討会（2006.10.31開催）結果報告		2006.11.10庶務発信
開催日時	2006年10月31日（火）16：30～18：45	
場 所	みやこめッセ 地下1階 大会議室	
参加者数	委員14名 河川管理者27名 一般傍聴者4名	
<p>1. 決定事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「水需要管理に向けて」たたき台（061031版）の議論が必要な点（環境コスト負担制度、大阪府水道、国と地方の財政問題、第4章全般）については、第6回水需要管理部会（11/23）にて審議を行う。 ・「水需要管理に向けて」たたき台（061031版）への意見があれば、11/12までに提出する。頂いた意見に応じて作業検討会の開催について検討する。 <p>2. 検討の概要</p> <p>① 河川管理者 資料2「10.10検討会 追加説明」について</p> <p>河川管理者より、資料2「10.10検討会 追加説明」を用いて説明がなされた後、委員と河川管理者との質疑応答がなされた。主な内容は以下の通り（例示）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川管理者としては、即座にフルプランを廃して法律を改正するという対応はしづらい。ただ、社会情勢の変化（右肩上がりの開発主導は過去の話）は理解しており、管理中心の考え方のもと、フルプランの「その他重要事項」が重要になってきていると認識している。例えば、水利用の合理化に関する施策として、神戸市等で下水処理水の有効利用がなされたり、丹生ダムや川上ダムで不十分ながらも環境保全の取り組みを積極的に進めている。20～30年先の姿をはっきりと示せないが、水利用の合理化等の重要度は増していくと考えている。「水需要管理に向けて」の取り入れられる部分は取り入れていきたい（河川管理者）。 ・琵琶湖各年最低水位グラフ（P7）では、実績水位とシミュレーション（実績H4水需要・25m³/s・取水制限なし）結果が併記されている。その年の実際の水需要を考慮せずにシミュレーションするのはおかしい。 <ul style="list-style-type: none"> ←本省のHPで示されている利水安全度と近畿地方整備局の説明が食い違っているというご意見を頂き、前回検討会でその説明を行った。今回の説明資料では、前回検討会の説明に対する「実績水位はどうなっているのか」という委員の質問に対応するために実績水位を併記した（河川管理者）。 ←「実際の状況に合わせる」という意味のシミュレーションとは違う。一種の政策シミュレーションだと言える（河川管理者）。 ・大阪府営水道は河川管理者が示した実力評価の数値（0.78）を実際に使用した。河川管理者は、実力評価の数値をどのように利水者に示したのか。また、他の利水者はこの数値をどのように使ったのか。 <ul style="list-style-type: none"> ←関係府県や利水者との情報交換会（平成16年9月）で示した。利水者が実力評価の数値をどう採用したのかは、大阪府営水道以外はわからない（河川管理者）。 <p>②「水需要管理に向けて」たたき台（061031版）についての意見交換</p> <p>委員より、資料3「水需要管理に向けて たたき台（061031版）」について説明がなされた後、意見交換がなされた。主な意見は以下の通り（例示）。</p> <p>○「はじめに」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「はじめに」の冒頭3行は「明文化し、方向が示された」という表現になっているが、一般的な「河川環境の整備と保全が目的に加えられた」という表現に訂正してはどうか。 ・P2③に「環境負担制度を含めて、水需要抑制を促進する社会制度を導入する」とあるが、P16やP32では環境負担制度への異見も併記されており、流域員会の立場がわからない。これでは意見の羅列だ。 <ul style="list-style-type: none"> ←確かにP2①～③とP14～17で意見が違っているので調整した方がよい。また、P2③の「環境負担制度」は正しくは「環境コスト負担制度」だろう。「社会制度」という用語も「水価格制度」や「環境負担制度」のことだと思われるので、語句を再検討した方がよい。 ←「環境フリーライダー」（P33）にも違和感がある。整合性をはかった方がよいのではないかと。 ←あえて部会としての考え方を一本化していない。河川管理者へのメッセージとして、意見書として1つの流れをつくりつつ、別の意見や異なる意見があるということを表示したいと考えた。別の意見や違う意見を本文の中に入れ込むと混乱するため、箱書で表現している（部会長）。 ←これまでは、流域委員会としての意見を述べた上で、少数意見を付するというやり方をとってきた。 ←利水については1つの筋書きで書けるものではないだろう。さまざまな考え方がある中で、流域委員会の方向性を示しつつ、箱書で補足するということだと思う。工夫された作り方だ。 ・たたき台には、部会や検討会で議論されていない新しい提案が書かれている。どこで検討するのか。 ・意見書全般に言えることだが、環境の狭い視点と広い視点がごちゃ混ぜになっている。整理して欲しい。 <p>○第2章「開発行政からの転換」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国と地方の財政問題について「すなわち、国と地方および国民経済の安定の観点から水需要の拡大を意図する事業は受け入れられない状況にある」としている（P13）。水需要に応えることは重要な行政課題であり、本当に水需要の拡大が必要であればそのための事業をやらないといけない。 		

- ・「整備計画には河川法に謳われているように河川環境に重点を置く制度改革が織り込まれなければならない」(P14) とあるが、河川整備計画に制度改革を盛り込むことが適当なのか。むしろ逆ではないか。
- ・「淀川の流量について」(P15) の前段の記述が事実であれば教えていただきたい。瀬田川洗堰では「自然流況とは正反対の著しく異なった様相となる」ような操作はしていない。また、上流で雨が降っても淀川の水位があまり上昇しないのでフナやコイの産卵に支障が生じているとの記述があるが、データ等を教えていただきたい(河川管理者)。

←コイやフナが産卵できなかったことを証明するのは難しい。淀川で晴天でも洗堰の全開放流によって楠葉付近の水位が上昇するというケースは起きている。

←上流に雨が降ったから洗堰の全開放流を実施した。つまり、淀川で雨が降っていなくても上流で雨が降れば淀川の流量が増加することはある。洗堰では「自然流況とは正反対の著しく異なった様相となる」操作まではしていない(河川管理者)。

- ・「1.3 課題の整理」(P6) では、少雨化傾向と異常渇水が新たな水資源開発の要因だと説明しているのので、「2.1 利水管理理念の転換」(P12) においてもこれらについて触れて欲しい。少雨化傾向と異常渇水によって水需要が増えるとしても不安定な要素だ。新たな水資源開発によらず、水需要管理によって供給の余裕をつくっておくことが大事という記述を追加して欲しい。

○第3章「水需要管理の具体的施策の検討」について

- ・「淀川大堰の環境への影響」(P23) で、淀川大堰の操作が魚類の衰退をもたらしたと断定するのはどうか。流域委員会が断定したことになるので、考慮されてはどうか(河川管理者)。

←環境委員会ではそのような議論をしている。浅場がなくなっていることは確かだ。

- ・「少雨化傾向と利水安全度」(P20) で大阪府営水道をとりあげる理由は何か。大阪府では安威川ダムの審議は終わっている。流域委員会がこの意見書を出せば混乱する。0.78 を採用したことが問題であれば代替案を示すべきだ。「少雨化傾向と利水安全度」を削除して頂きたい。残すにしても「「利水者の自己責任において安定供給に投資する」とも符合し」という記述は批判しているようにも読める。

←水マネジメント懇談会は水道事業者に対して、自己責任による安定給水の確保とそのため投資を促した。しかし、この考え方はおかしいのではないか。水需要管理による安定給水が求められているのではないか。大阪府は利水安全度0.78 を使って安威川ダムに新規利水容量を決定したが、そういうやり方ではなく、水利権の転用等をしていくべきだと述べている。

←「少雨化傾向と利水安全度」は事例紹介として残しておいた方がよい。

←この意見書で問題提起したいのは、新たな水資源開発の理由の1つとして利水安全度が持ち出されるということと水マネジメント懇談会の考え方の背景について問題提起であり、この例として大阪府をあげている。ただ、あえて大阪府の例をあげるのはいかがかという疑問もあるだろう。「少雨化傾向と利水安全度」を残すなら、利水安全度を軽々に使ってはならない、水マネジメント懇談会の考え方が様々な問題を起こしているという問題提起を中心に書いた方がよい。

○第4章「新たな淀川利水管理にむけて」について

- ・この意見書を受け取った河川管理者は「具体的に何ができるか」と考えるだろう。委員会もそれを承知で書いている。河川管理者が自らの権限の中でできることは少ないかもしれないが、権限の枠内でもできることはあるはずなので、取り組んで欲しいという文章を追加してはどうか。

- ・第3章と第4章の関係がわからない。第4章の表題は変えてはどうか。

←作業検討会で「組織的な対応」を第3章から切り離して第4章として追加した。第3章は各問題点に対する指摘を行っており、第4章は新たな提案となっている。

←第4章を結論部とするのであれば論理的な整合性を調整する必要がある。今後20~30年をかけて行う制度的な改革について意見を述べるのも流域委員会の責任だという点を追加的に書けばよい。

③ 一般傍聴者からの意見聴取：3名から発言がなされた。主な意見は以下の通り(例示)。

- ・伊賀用水の新規利水について、現計画では将来的に破綻するという点を指摘している。その通りだが、三重県はすでにほとんどのパイプラインの建設を終え、浄水場の発注も行ったと聞いている。三重県と伊賀市にヒアリングをして意見書の内容を伝えるとともに、現時点で各施設をスクラップにするよりも利水事業によって将来惹起する損失の方が大きい点を数字で証明して頂きたい。また、P27 に自己水源は渇水対策としても優れているという点を追加して頂きたい。
- ・伊賀水道事業について三重県と伊賀市へのヒアリングをぜひお願いしたい。地元住民団体ではなかなか取り合ってくれないと聞いている。流域委員会からお願いしたい。
- ・次期流域委員会について議論が出てこないのは不思議。住民には今後の方向性が分からない。

以上

※結果報告は主な決定事項等の会議結果を迅速にお知らせするために庶務から発信させていただくものです。詳細な議事内容については、後日公開される議事録をご参照下さい。